

## 身体的拘束最小化推進体制について

当院では、患者さんの尊厳と安全を最優先に考え、原則として身体的拘束を行わない医療・看護の提供に努めています。やむを得ず身体的拘束を実施する場合には、患者さんの生命または身体の安全確保を目的とし、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす場合に限り、慎重に実施しております。

## 身体的拘束最小化のための取り組み

当院では、身体的拘束の最小化を目的として、以下の取り組みを実施しています。

- 身体的拘束最小化のための指針を整備
- 身体的拘束最小化に関する委員会の開催
- 医師、看護師、その他医療従事者を対象とした研修の実施
- 身体的拘束実施患者の状況把握および定期的な評価
- 多職種によるカンファレンスの実施
- 身体的拘束を行わないための環境整備およびケア方法の検討
- 患者さん・ご家族への十分な説明と情報共有

## 身体的拘束の実施状況

当院では、身体的拘束の実施状況について定期的に確認・検証を行い、身体的拘束の削減に努めています。

### 【実施状況】

令和8年4月末現在 身体的拘束実施率：7.3%

当院では、身体的拘束実施率8%以下を目標とし、身体的拘束の最小化に継続して取り組んでおります。

※緊急やむを得ない場合に限り実施しております。

※実施にあたっては、開始時および継続時に必要性を評価し、早期解除に向けた検討を行っています。

## 身体的拘束最小化推進体制加算について

当院は、令和8年度診療報酬改定における「身体的拘束最小化推進体制加算」の施設基準を満たし、患者さんの権利擁護および安全確保に配慮した医療の提供に努めています。